

# 鳥取県東部地域 循環型社会形成推進地域計画（第3次）

鳥取県東部広域行政管理組合  
鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町  
令和元年12月3日  
(令和2年11月25日改訂)  
(令和4年1月4日改訂)  
(令和4年12月14日改訂)

## 1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町名 : 鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町  
面積 : 1,518.22 km<sup>2</sup> (平成30年全国都道府県市区町村別面積調、国土地理院)  
人口 : 227,820人 (住民基本台帳(外国人含む)、平成30年10月1日現在)  
(内 訳)

	鳥取市	岩美町	智頭町	若桜町	八頭町
面積 (km <sup>2</sup> )	765.31	122.32	224.70	199.18	206.71
人口 (人)	188,508	11,676	7,081	3,279	17,276

### (2) 計画期間

本計画は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画の見直しを行う。

### (3) 基本的な方向

鳥取県東部地域（以下「本地域」という。）は、1市4町で構成されており、東西約40km、南北約40km、総面積約1,520km<sup>2</sup>を有する広大な地域であり、鳥取県全体面積の約4割を占めている。なお、本地域は、鳥取県が策定した「ごみ処理の広域化計画（平成10年3月）」に位置付けられる地域となっている。

本地域における商業・産業の中心は鳥取市であり、人口割合で約8割、ごみ排出量割合で約9割を占めており、ごみ処理を通じた循環型社会の形成を行ううえにおいては鳥取市を中心に施策展開等を行っていくことが効果的である。

このような中、本地域において循環型社会を形成していくための課題としては、次期ごみ処理施設の整備が急務となっており、令和4年8月の供用開始を目途に新焼却施設の整備を進めている。

また、家庭系ごみ及び事業系ごみともに発生抑制を第一の目標とし、家庭系ごみについてはライフスタイルの見直しを、事業系ごみについては製造・流通・販売方法の見直し等を進めたうえで、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・適正処理システムの構築を進めているところである。

なお、公共下水道及び集落排水（漁業・農業）の整備が見込まれない区域及び整備に相当の期間を要する区域について、公共水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の整備を進める。

### (4) 広域処理の検討状況

鳥取県では、広域化を計画的に進め、循環型社会の実現を図るため、「ごみ処理の広域化計画」（平成10年3月）を策定している。

その中で本地域は、鳥取県東部地域として位置付けられており、平成13年3月に策定し、平成18年8月に改訂した「ごみ処理広域化実施計画」で、本地域内行政区域を処理区域と

し、現存する焼却施設を1施設に統合して整備する計画となっている。

新焼却施設は、令和4年8月の供用開始を目途に整備を進めているが、本地域の可燃ごみは、すでに鳥取市神谷清掃工場において統合処理を開始しており、処理体制については、整備が完了している。

#### **(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容**

本地域ではプラスチック容器包装廃棄物とプラスチック使用製品廃棄物を一括回収し、いなばエコ・リサイクルセンターにおいて分別を行っている。

分別されたプラスチック容器包装廃棄物は、容器包装リサイクル法に基づく指定法人に引渡し再商品化、プラスチック使用製品廃棄物は、独自処理で再商品化を行っている。

## 2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物の処理の現状

平成 30 年度の一般廃棄物の排出・処理状況は図 1 に示すとおりである。

総排出量は、集団回収量を含め 68,878t であり、再生利用される「総資源化量」は 9,970 t、リサイクル率（＝総資源化量／（計画処理量＋集団回収量））は 14.5% である。

中間処理量のうち、焼却量は 56,900 t である。中間処理による減量化量は 51,315 t であり、計画処理量の 78.1% を減量化している。また、計画処理量の 11.6% に相当する 7,593 t を埋立処分（直接最終処分量はゼロ）している。

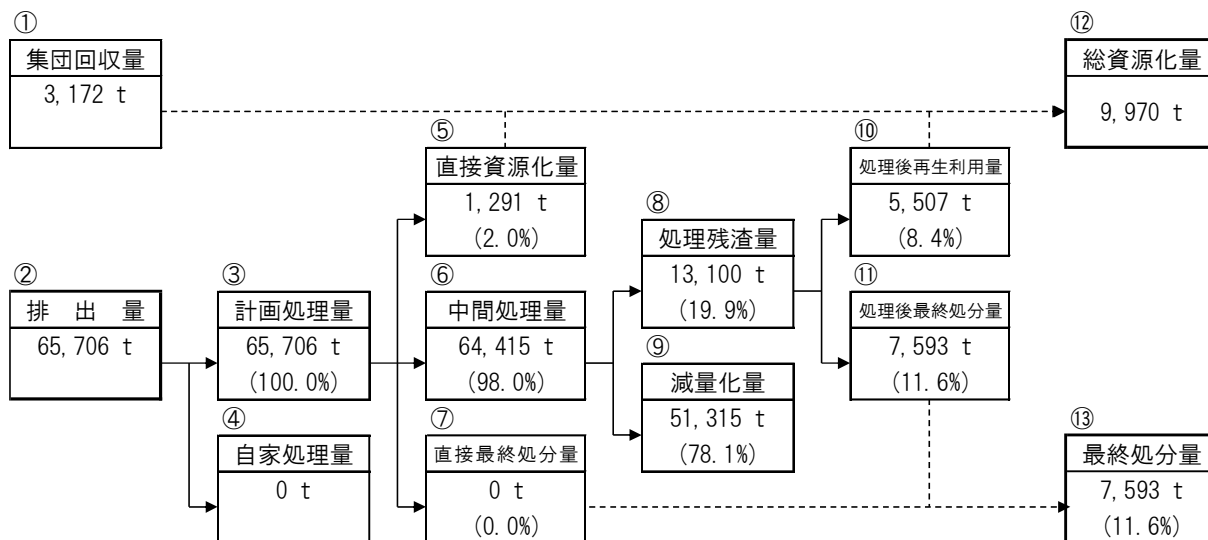


図 1 一般廃棄物の排出・処理状況フロー（平成 30 年度）

## (2)一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、循環型社会の実現を目指すため、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針に即したうえで、表1のとおり目標量を定め、それぞれの施策に取り組む。

なお、現状と将来のトレンドグラフについては添付資料2を参照とする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標・単 位		現状(割合 <sup>※1</sup> ) (平成30年度)	目標(割合 <sup>※1</sup> ) (令和7年度)
排出量	事業系 総排出量	25,219 トン	24,855 トン ( -1.4% )
	1 事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	2.30 トン/事業所	1.81 トン/事業所 ( -21.3% )
	生活系 総排出量	40,507 トン	37,406 トン ( -7.6% )
	1 人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	148 kg/人・年	113 kg/人・年 ( -23.6% )
合 計 事業系+生活系	65,726 トン	62,261 トン ( -5.2% )	
再生利用量	直接資源化量	1,291 トン ( 2.0% )	996 トン ( 1.6% )
	総資源化量(集団回収含む)	9,970 トン ( 14.5% )	8,868 トン ( 13.7% )
	総資源化量(上記+発電寄与分)	-	21,217 トン ( 32.7% )
エネルギー回 収量	エネルギー回収量(年間の発電 電力量及び熱利用量)	- MWh - GJ	34,544 MWh 0 GJ
減量化量	中間処理による減量化量	51,315 トン ( 78.1% )	49,538 トン ( 79.6% )
最終処分量	埋立最終処分量	7,593 トン ( 11.6% )	6,501 トン ( 10.4% )

※1 排出量の目標は現状(H30)に対する割合、その他は各年の排出量に対する割合。

ただし、再生利用量のうち総資源化量の率については、分母の排出量に集団回収量を含む。

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源化量)} / (事業所数)

・事業所数は過去の実績に基づく推計より、H30: 10,953所(推計)、R7: 10,591所(推計)とする。

・H30: (25,219t - 48t) ÷ 10,953事業所 = 2.30t

・R7: (24,855t - 5,654t) ÷ 10,591事業所 = 1.81t (資源化量に発電寄与分を含む)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源化量)} / (人口)

H30人口は227,820人(実績)、R7人口は216,822人(推計)とする。

・H30: (40,487t - 6,750t) ÷ 227,820人 = 148kg

・R7: (37,406t - 12,917t) ÷ 216,822人 = 113kg (資源化量に発電寄与分を含む)

### 《指標の定義》

排出量 : 事業ごみ、生活ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く) [単位:t]

再生利用量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位:t]

発電寄与分 : 発電に必要な熱量をごみ量に換算した値 = エネルギーとして回収されたごみの量 [単位:t]

エネルギー回収量 : エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位:MWh] 及び熱利用量 [単位:GJ]

減量化量 : 中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位:t]

最終処分量 : 埋立処分された量 [単位:t]

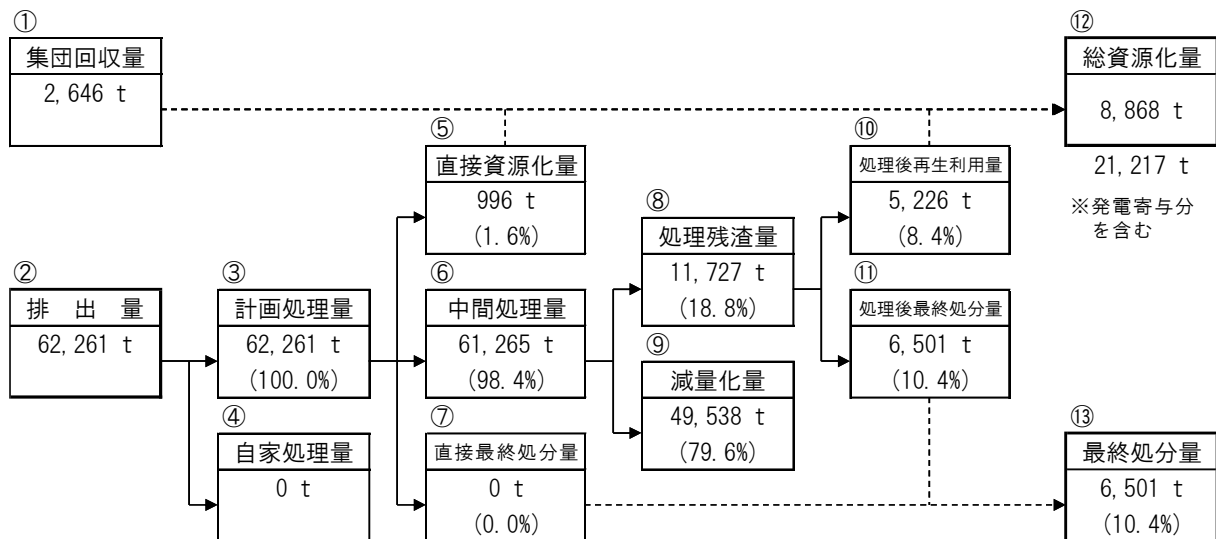


図2 目標達成時の一般廃棄物の排出・処理状況フロー（令和7年度）

### (3) 生活排水処理の現状

平成 30 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 227,820 人であり、汚水衛生処理人口は 209,898 人、汚水衛生処理率は 92.1%である。

し尿発生量は 5,220k1/年、浄化槽汚泥発生量は 35,219k1/年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は 40,439k1/年である。

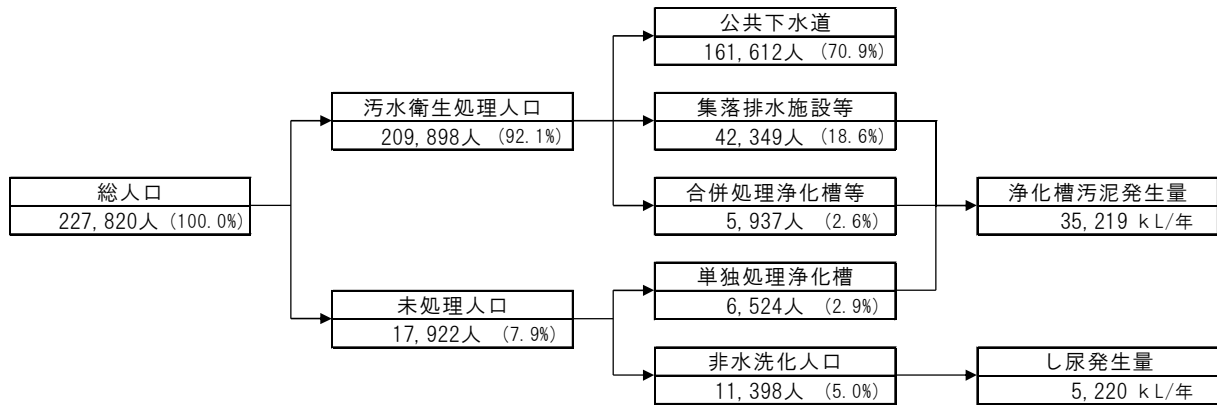


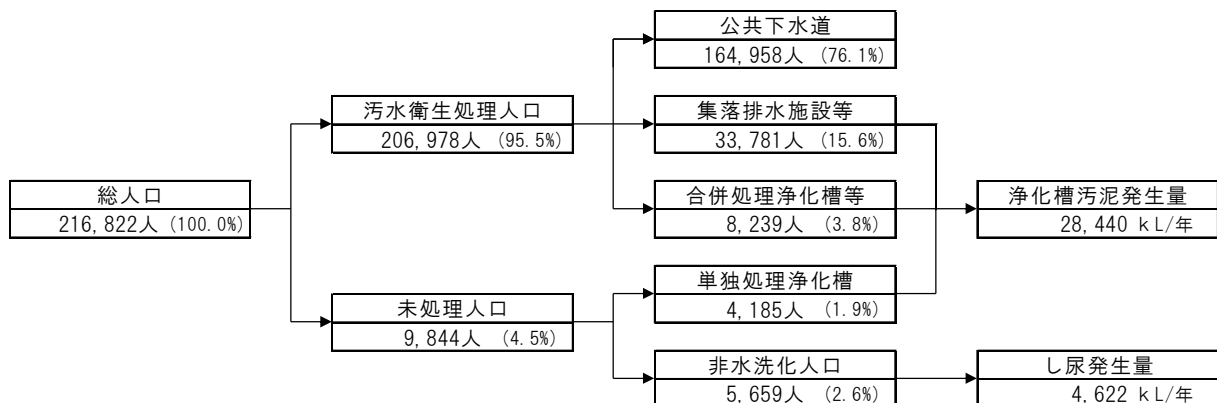
図3 生活排水の処理状況フロー

### (4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

区分	項目	平成30年度実績	令和7年度目標
処理形態別人口	公共下水道	161,612人 (70.9%)	164,958人 (76.1%)
	集落排水施設等	42,349人 (18.6%)	33,781人 (15.6%)
	合併処理浄化槽等	5,937人 (2.6%)	8,239人 (3.8%)
	未処理人口	17,922人 (7.9%)	9,844人 (4.5%)
	合計	227,820人	216,822人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	5,220 キロリットル	4,622 キロリットル
	浄化槽汚泥量	35,219 キロリットル	28,440 キロリットル
	合計	40,439 キロリットル	33,062 キロリットル



※令和7年度処理形態別人口は、令和7年度推計人口を平成30年度処理形態別人口割合で按分し算出した。

### 3. 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア. 有料化

###### ■有料化の実施及び料金改正

本地域では、ごみ処理の有料化制度（ごみ袋の有料化）を導入している。単にごみ処理に要する費用負担を求めるのではなく、ごみ減量に対するインセンティブを働かせ、ごみの減量を推進する。また、新焼却施設稼働前からごみ処理経費の試算等を行い、環境省が策定している有料化に関する指針等を参考に、稼働後のごみ処理経費実績や社会情勢等を勘案し処理手数料の上乗せについての検討を行う。

##### イ. 環境教育

###### ■環境学習会の開催

ごみの減量、リサイクル、環境問題等について住民に学んでいただくため、毎年、リサイクルプラザ敷地内において、環境学習会等を開催する。

- ・環境学習講演会
- ・ごみ分別クイズ
- ・大型再生品の展示
- ・リサイクル工作の体験
- ・リサイクルマーケット
- ・地産地消等

###### ■エココンテストの実施

住民のごみ問題に対する理解と意識向上を図るため、ごみとして排出されるペットボトルやビン、缶等を材料としたエココンテストを開催する。

コンテストの出展物については展示を行い、来場者にごみ問題に対する理解と意識向上を図る。

##### ウ. 普及啓発

###### ■リサイクルフェスティバルの開催

ごみの減量、リサイクル、環境問題について住民に学んでいただくため、毎年、リサイクルプラザ敷地内において、リサイクルフェスティバルを開催する。

###### ■ライフスタイルの見直し

住民一人ひとりのライフスタイルの見直しを図り、ごみの減量を推進するため、以下の取り組みについて、普及・啓発を行う。

- ・マイバックの持参
- ・生ごみの水切り
- ・店頭回収の利用
- ・エコクッキング
- ・リユース、リペア
- ・環境家計簿

###### ■分別収集の普及啓発

分別収集の普及啓発を図るため、今後とも、チラシ・冊子等の作成及び配布を行う。

###### ■ごみ分別説明会・講習会の実施

ごみの分別を推進するため、今後とも、各地区からの要望に応じ、分別ビデオ等を活用した分別説明会や講習会等を実施する。

###### ■事業者啓発の推進

4Rを推進するため、事業者に対して、ごみの発生抑制・再使用の推進、さらに、商品の販売・流通において、過剰包装の自粛、店頭回収の促進等に努めるよう、商工会議所等と連携した啓発活動の実施について検討を行う。

## エ. 助成

### ■家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付事業の実施

生ごみの減量化、資源化を推進し、生活環境の保全を図ることを目的とし、今後とも、家庭用生ごみ処理機等購入に要する経費に対し補助金を交付する。

### ■再資源化等推進事業

ごみの再資源化と減量化を推進することを目的とし、再資源化等推進事業に協力する団体に対し、今後とも、奨励金を交付する。

### ■若桜町の取り組み

家庭から排出されるごみを地域での自主的な減量化及び資源化に取り組む地域団体に対し、その経費の一部を助成することによりごみの減量化及び地域のごみ減量意識の高揚を図る。

## オ. 生ごみ減量に向けた取り組み

### ■鳥取市での取り組み

家庭用ごみの減量と4Rの定着のため、段ボールコンポスト講習会を実施する。さらにごみ処理施設の見学も加えた研修会も実施する。また、食品を扱う事業所向けに、ごみの出し方についての説明会を実施する。

### ■智頭町・八頭町での取り組み

家庭で発生する生ごみを分別収集し、微生物発酵により液肥を製造・リサイクルする。製造された液肥は、地域において有機質の肥料として使用し、安心・安全な農産物の栽培及び地元学校給食センター等への供給により、地域循環型農業の推進を図る。

### ■若桜町での取り組み

生ごみの排出抑制を推進するため、公共施設や事業所から出る生ごみの堆肥化を検討し、検討結果に応じて、事業展開を行う。

また、町民に家庭用生ごみ処理機モニター事業を実施し、家庭から排出される生ごみの減量及び堆肥化による再生利用を推進するため、家庭用生ごみ処理機の貸出を行う。

### ■その他自治体での取り組み

生ごみの発生抑制及び再生利用について検討を行う。

## カ. 再使用に対する取り組み

### ■再生利用品の展示・販売

自転車や家具等のごみをリサイクルプラザにて修理・再生・展示し、再生品については希望者に販売することでリユースの推進を図る。

## キ. 再生利用に対する取り組み

### ■古紙類のステーション回収

焼却量を削減するため、鳥取市、岩美町、八頭町では、今後とも古紙類のステーション回収を、若桜町では、拠点回収の推進を図る。

また、智頭町においても、拠点回収等の促進、ステーション回収についての検討を行う。



## (2) 処理体制の構築、変更

### ア. 生活系ごみの処理体制の現状と今後

現在及び将来の分別区分と処理方法については、表 3 に示すとおりである。

本地域では、不燃ごみ及び資源ごみについては、鳥取県東部広域行政管理組合にて共同処理を行っていたため、分別区分は統一されている。

また、可燃ごみの処理については、本地域内で稼働していた焼却施設を老朽化で耐用年数の到来したものから閉鎖を行い、平成 30 年度以降は、鳥取市が管理運営する神谷清掃工場で統合処理が行われている。

しかし、鳥取市神谷清掃工場も老朽化が進んでいることから、今後は、本地域内に新たな熱回収施設を整備し、不燃ごみ、資源ごみ同様、鳥取県東部広域行政管理組合にて共同処理を行う。

### イ. 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業所におけるごみの発生状況を把握し、発生・排出抑制を推進する。

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法及び食品リサイクル法などの法的義務に対応すると同時に、その他の製品についても、販売店等において回収し積極的に資源化を推進する。

多量排出事業者には、事業所ごみ減量計画書の作成を要請する。

### ウ. 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、下水道や集落排水処理施設（漁業・農業）が整備されていない人口散在地域等で合併処理浄化槽の整備を進めていく。

表3 本地域における生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

分別区分	現 状 (H30年度)												今 後 (R7年度)									
	鳥取市				岩美町				智頭町				若桜町				八頭町			東部地域		
	処理方法	施設名	処理実績 (t/年)	処理方法	施設名	処理実績 (t/年)	処理方法	施設名	処理実績 (t/年)	処理方法	施設名	処理実績 (t/年)	処理方法	施設名	処理実績 (t/年)	処理方法	施設名	処理実績 (t/年)	処理方法	施設名	処理実績 (t/年)	処理実績合計 (t/年)
可燃ごみ	焼却	神谷清掃工場	25,799	焼却	神谷清掃工場	2,128	焼却	神谷清掃工場	1,162	焼却	神谷清掃工場	592	焼却	神谷清掃工場	2,246	焼却 (発電)	高効率ごみ発電施設 (ごみ処理広域化施設)	29,617				31,927
プラスチック資源	リサイクル	いなばエコリサイクルセンター	2,435	リサイクル	いなばエコリサイクルセンター	220	リサイクル	いなばエコリサイクルセンター	100	リサイクル	いなばエコリサイクルセンター	42	リサイクル	いなばエコリサイクルセンター	215	リサイクル	いなばエコリサイクルセンター	2,906				3,012
源大型ごみ	破砕(一部売却)		93	破砕(一部売却)		43	破砕(一部売却)		33	破砕(一部売却)		17	破砕(一部売却)		70	破砕(一部売却)		240				256
砕小ごみ	破砕(一部売却)		1,387	破砕(一部売却)		117	破砕(一部売却)		69	破砕(一部売却)		27	破砕(一部売却)		152	破砕(一部売却)		1,659				1,752
ビン	リサイクル (売却)	鳥取県東部環境クリーンセンター	1,410	リサイクル (売却)	鳥取県東部環境クリーンセンター	97	リサイクル (売却)	鳥取県東部環境クリーンセンター	70	リサイクル (売却)	鳥取県東部環境クリーンセンター	31	リサイクル (売却)	鳥取県東部環境クリーンセンター	137	リサイクル (売却)	鳥取県東部環境クリーンセンター	1,489				1,745
ペットボトル	リサイクル (売却)	鳥取県東部環境クリーンセンター	346	リサイクル (売却)	鳥取県東部環境クリーンセンター	25	リサイクル (売却)	鳥取県東部環境クリーンセンター	9	リサイクル (売却)	鳥取県東部環境クリーンセンター	6	リサイクル (売却)	鳥取県東部環境クリーンセンター	29	リサイクル (売却)	鳥取県東部環境クリーンセンター	395				415
食レイト	リサイクル (売却)		26	リサイクル (売却)		0.8	リサイクル (売却)		0.4	リサイクル (売却)		0.1	リサイクル (売却)		0.7	リサイクル (売却)		29				28
乾電池・蛍光灯管	リサイクル		63	リサイクル		4	リサイクル		4	リサイクル		2	リサイクル		8	リサイクル		75				81
古紙類	(委託処理)	委託	759	(委託処理)	委託	97	(委託処理)	委託	0	(委託処理)	委託	51	(委託処理)	委託	34	(委託処理)	委託	690				941

※本表は、鳥取県東部地域共通の分別区分により作成しているため、市町独自の取り組み(生ごみ回収)については記載していません。【参考】処理実績合計 H30年度 350t/年 処理推計 R7年度 306t/年

### (3) 処理施設の整備

#### ア. 廃棄物処理施設

前項(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うために必要な施設として、表4に示す施設の整備を行う。

なお、参考として、本地域に設置されている既存施設(廃止分を含む。)の概要は表5に示すとおりである。

表4 整備する処理施設

事業番号	施設整備種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靱化
1	エネルギー回収等に関する事業	ごみ焼却施設整備事業	240t/日	鳥取市河原町	R1 ~R4	・鳥取市国土強靱化地域計画 ・鳥取県東部4町国土強靱化地域計画
2	最終処分に関する事業	最終処分場整備事業	486,000m <sup>3</sup>	鳥取市伏野	R3	—

(整備理由)

- ・事業番号1： 既存施設の老朽化による処理能力不足の問題や、熱回収の推進及び鳥取県「ごみ処理の広域化計画」に則した施設の集約化及び高効率ごみ発電による熱回収の推進を図る必要があるため。
- ・事業番号2： 既存最終処分場の第三土堰堤工区部分が満杯になるため、新たな埋立容量を確保する必要があるため。

表5 既存施設の概要(廃止分を含む)

施設名	種類	対象廃棄物	処理能力	所在地	竣工年
鳥取市神谷清掃工場	焼却	可燃ごみ	270t/日	鳥取市西今在家 228	H4
レインボーふくべ(廃止)	焼却	可燃ごみ	5t/8h	鳥取市福部町箭溪 281-3	H10
国府町クリーンセンター(廃止)	焼却	可燃ごみ	12t/8h	鳥取市国府町岡益 464	H9
ながおクリーンステーション(廃止)	焼却	可燃ごみ	25t/8h	鳥取市気高町八束水 2160	H6
佐治用瀬一般廃棄物処理施設(廃止)	焼却	可燃ごみ	12t/8h	鳥取市佐治町葛谷字坂ノ村 287-2	S55
岩美町営清掃工場(廃止)	焼却	可燃ごみ	30t/8h	岩美郡岩美町浦富 3081-73	S53
智頭町クリーンセンター(廃止)	焼却	可燃ごみ	16t/8h	八頭郡智頭町南方 57	H2
鳥取県東部環境クリーンセンター	破碎選別減容	不燃・資源・粗大ごみ等	80t/5h	鳥取市伏野 2220	H9
		ペットボトル、食品トレイ	2.45t/5h		H14
	埋立	焼却残渣、破碎残渣	486,000m <sup>3</sup>		H9

#### 【民間施設】

いなばエコ・リサイクルセンター	選別圧縮	プラスチックごみ	18.4t/8h	鳥取市船木 118-1	H18
-----------------	------	----------	----------	-------------	-----

## イ. 合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表6のとおり行う。

表6 合併処理浄化槽の整備計画

事業番号	事業	事業主体	直近の整備済基数(基) (平成30年度)	整備計画基数(基)	整備計画人口(人)	事業期間	国土強靱化
3	浄化槽設置整備事業	鳥取市	857	43	142	R2~R6	—
4	浄化槽設置整備事業	岩美町	497	30	97	R2~R6	—
5	浄化槽設置整備事業	智頭町	94	16	32	R2~R6	—
6	浄化槽設置整備事業	若桜町	13	3	15	R2~R6	—
7	浄化槽設置整備事業	八頭町	26	5	20	R2~R6	—
	合計		1,487	97	306		

## (4) その他の施策

その他、地域の循環型社会の形成及び廃棄物の適正処理を推進するため、次の施策を実施する。

### ア. 不法投棄対策

不法投棄の早期発見、未然防止のため、不法投棄監視員の設置等により、廃棄物の適正処理を推進する。また、町内会でのパトロールの実施により「不法投棄をさせない・しない」のモラル向上を図る。

### イ. 環境衛生委員等の設置

行政と住民をつなぐ地域の指導者として環境衛生委員等を設定し、ごみ分別の徹底等に取り組む。

### ウ. 町内一斉美化活動

今後とも、年1~2回程度の頻度で、住民参加による美化清掃（ごみ拾い等）を実施する。

### エ. 廃家電等のリサイクルに関する普及啓発

廃家電等のリサイクルについては、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく適切な回収、処理がなされるよう、関連団体や小売店などと協力した普及啓発を行う。

### オ. 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害時に発生する廃棄物については、既存の焼却施設、公園やスポーツ広場等を仮置場として設定するとともに、処理については、焼却施設や最終処分場の余力を勘案したうえで適正かつ速やかに行う。

なお、詳細については、各自治体が策定した地域防災計画等において検討を行う。

## 4. 計画のフォローアップと事後評価

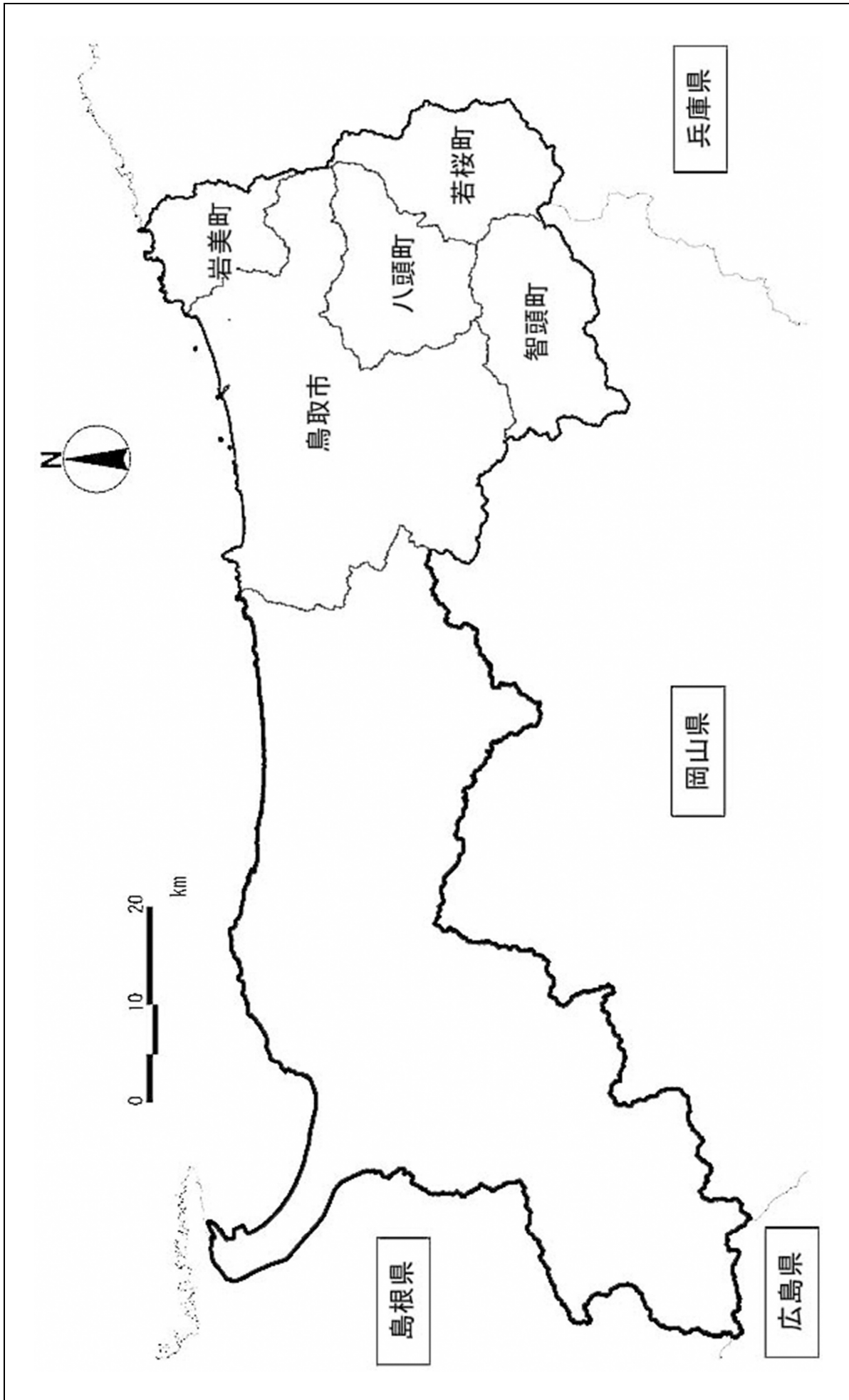
### (1) 計画のフォローアップ

本地域では、毎年、整備事業に関する進捗状況を整理・公表する。また、必要に応じて鳥取県及び国と意見交換をしつつ、計画の見直しを行う。

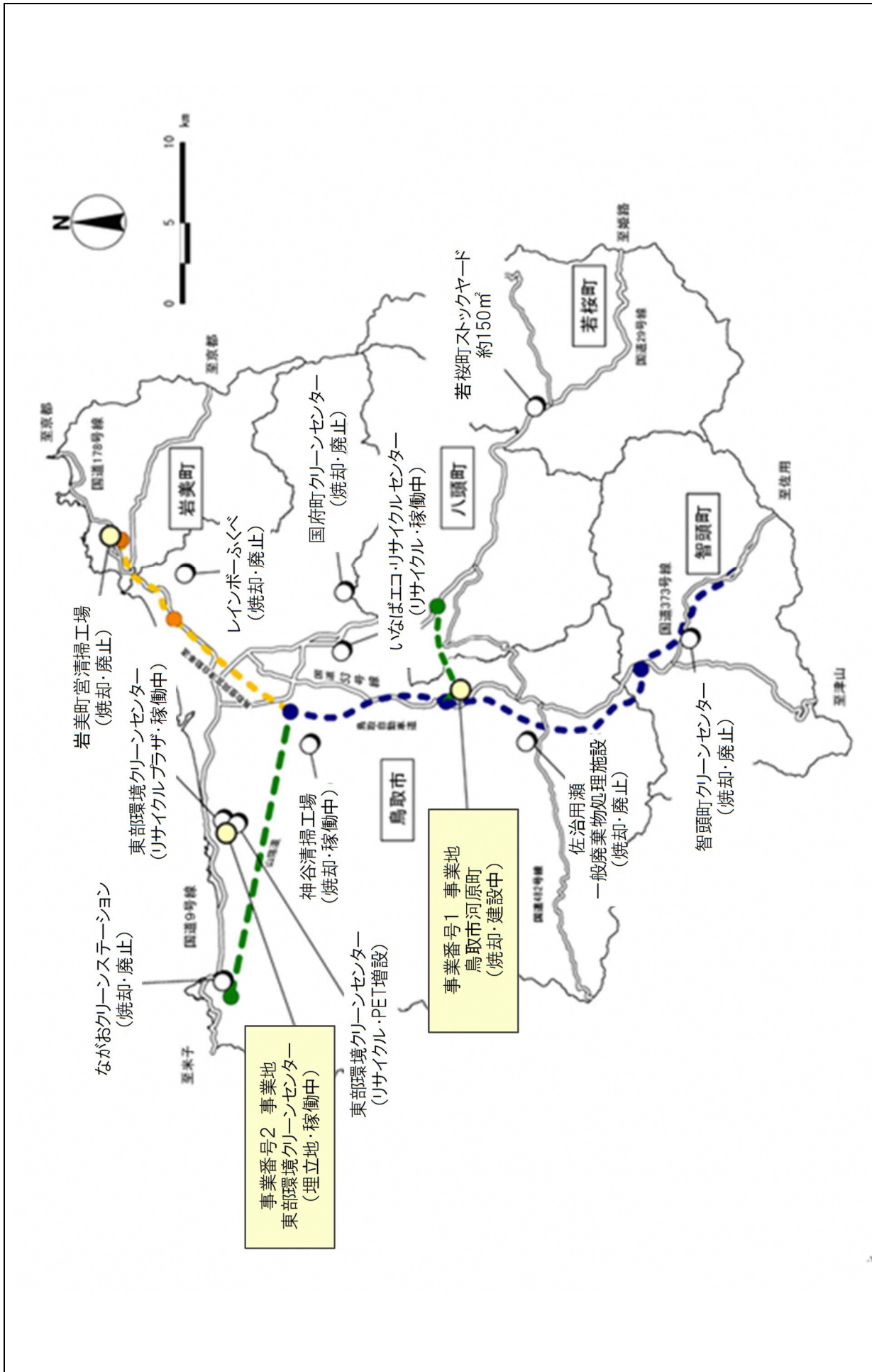
### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、計画策定後、目標の修正を伴うような変化等が生じた場合には速やかに鳥取県及び国との調整を行い、適宜、計画の見直しを行うものとする。

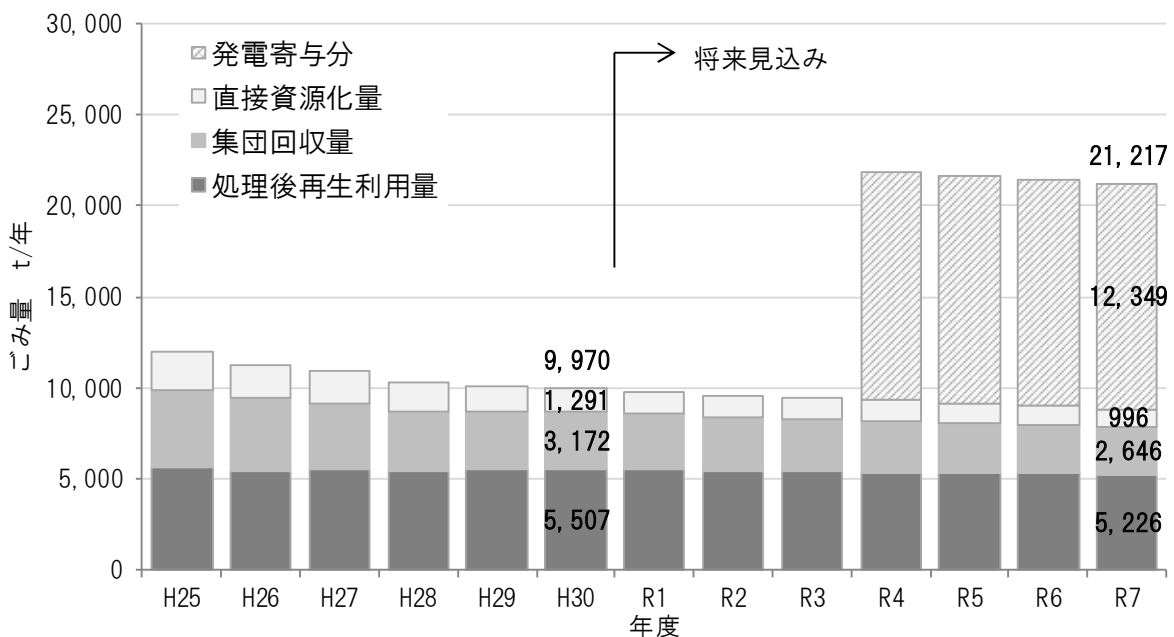
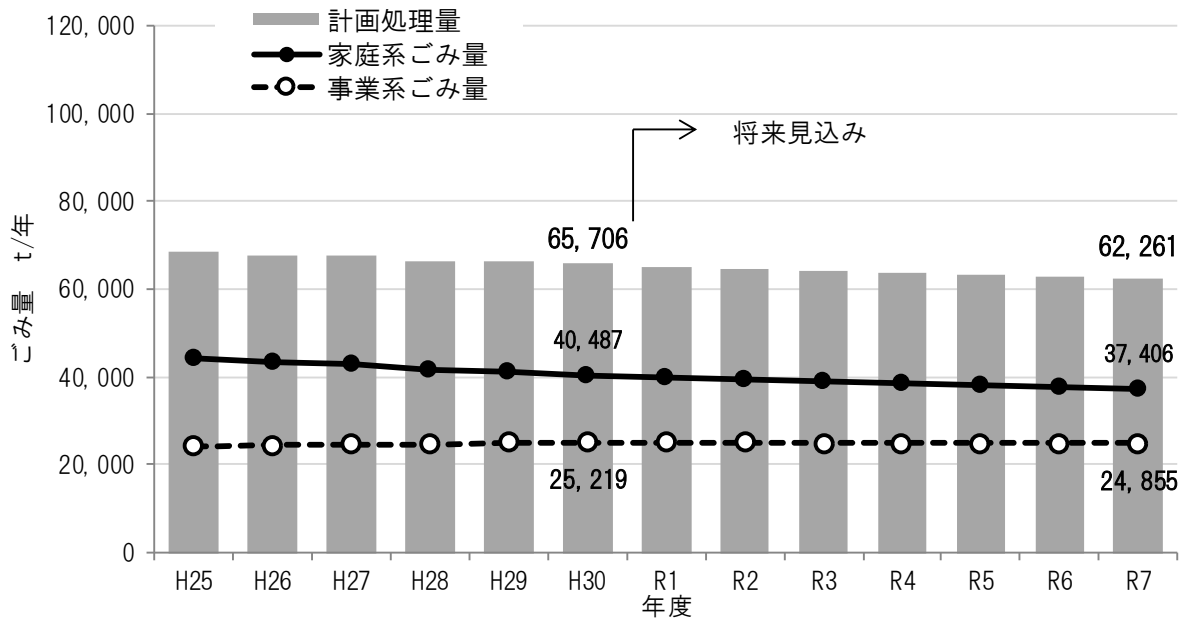
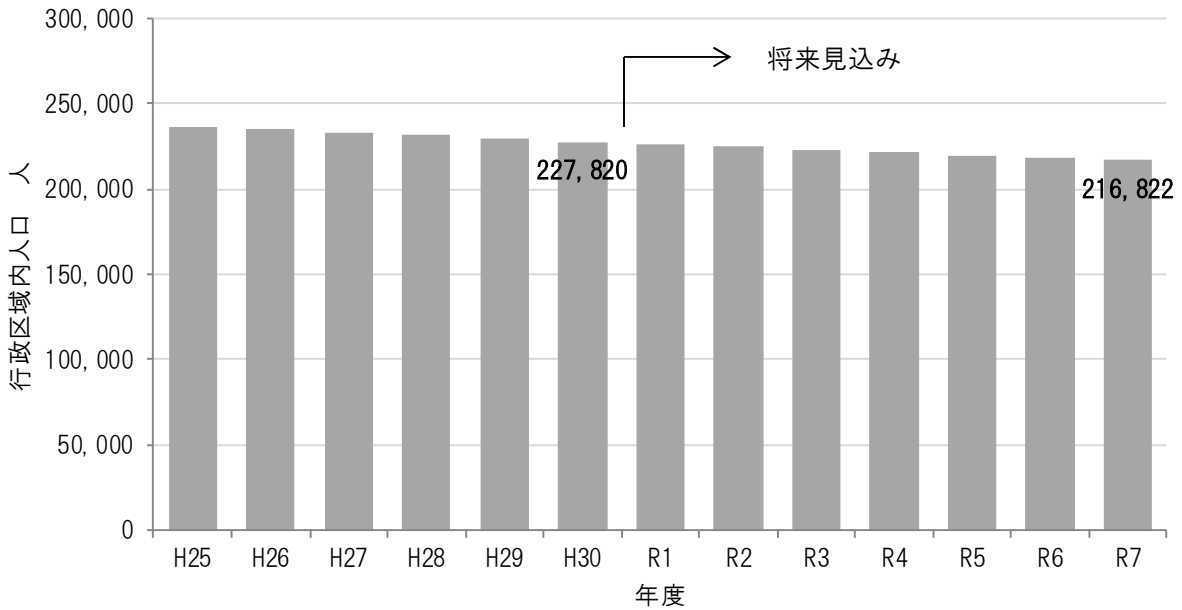


添付資料1(1) 位置図



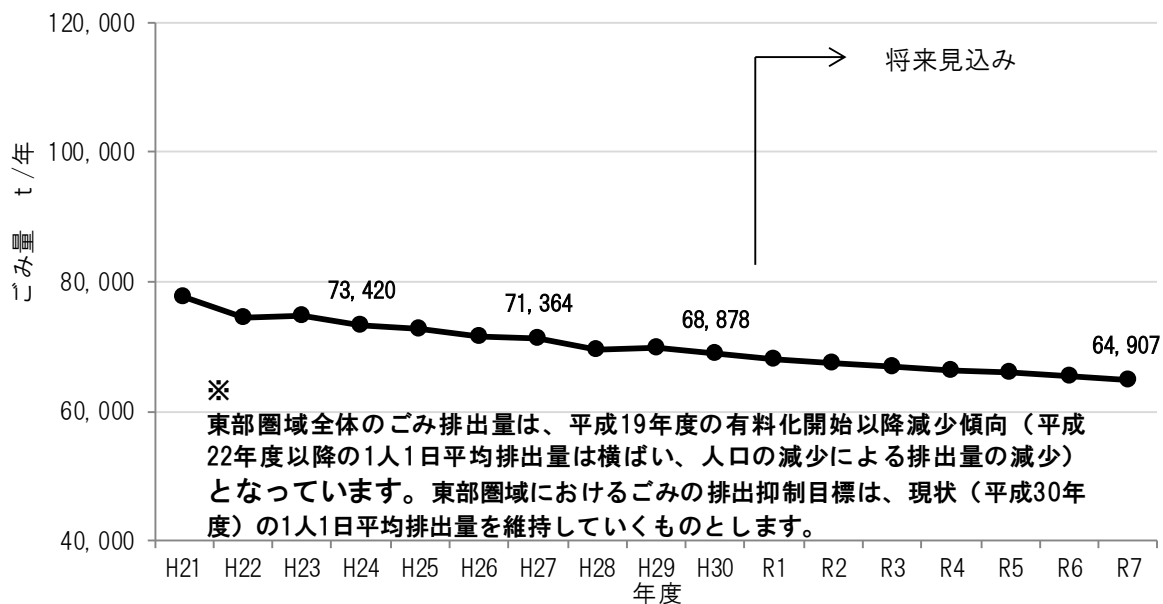
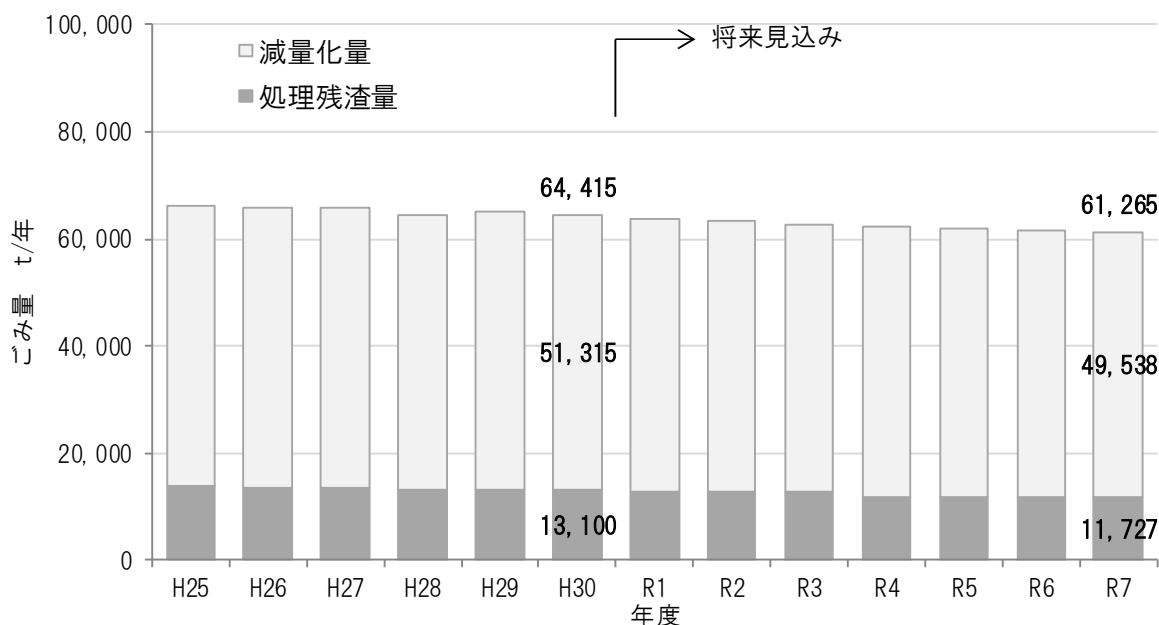
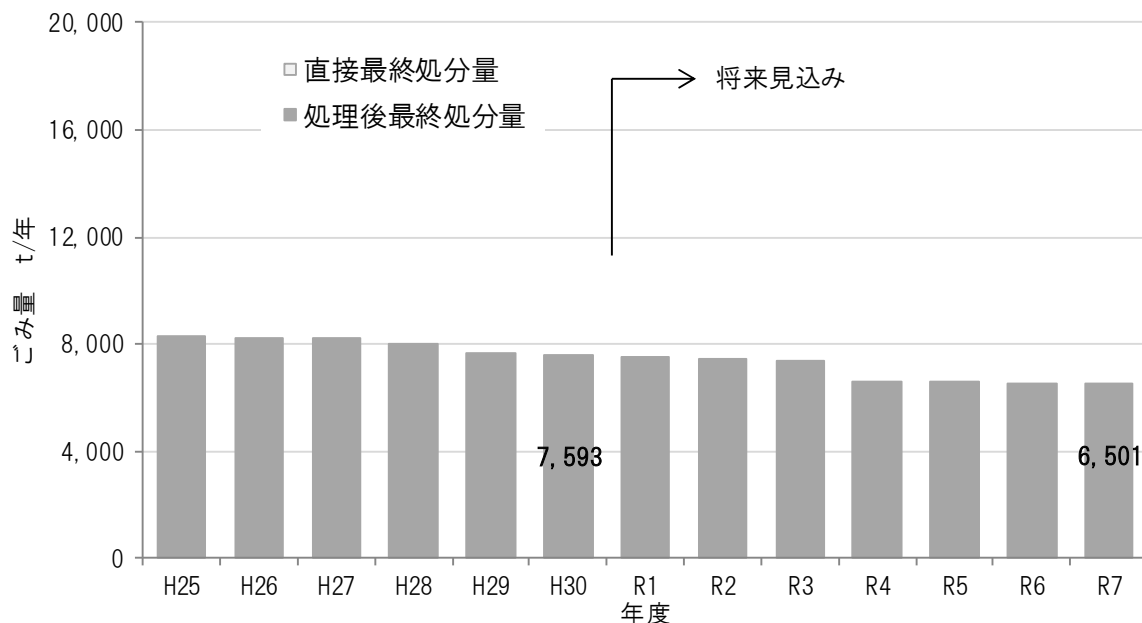
添付資料1(2) 現有施設の状況及び建設予定地

## 添付資料2(1) トレンドグラフ

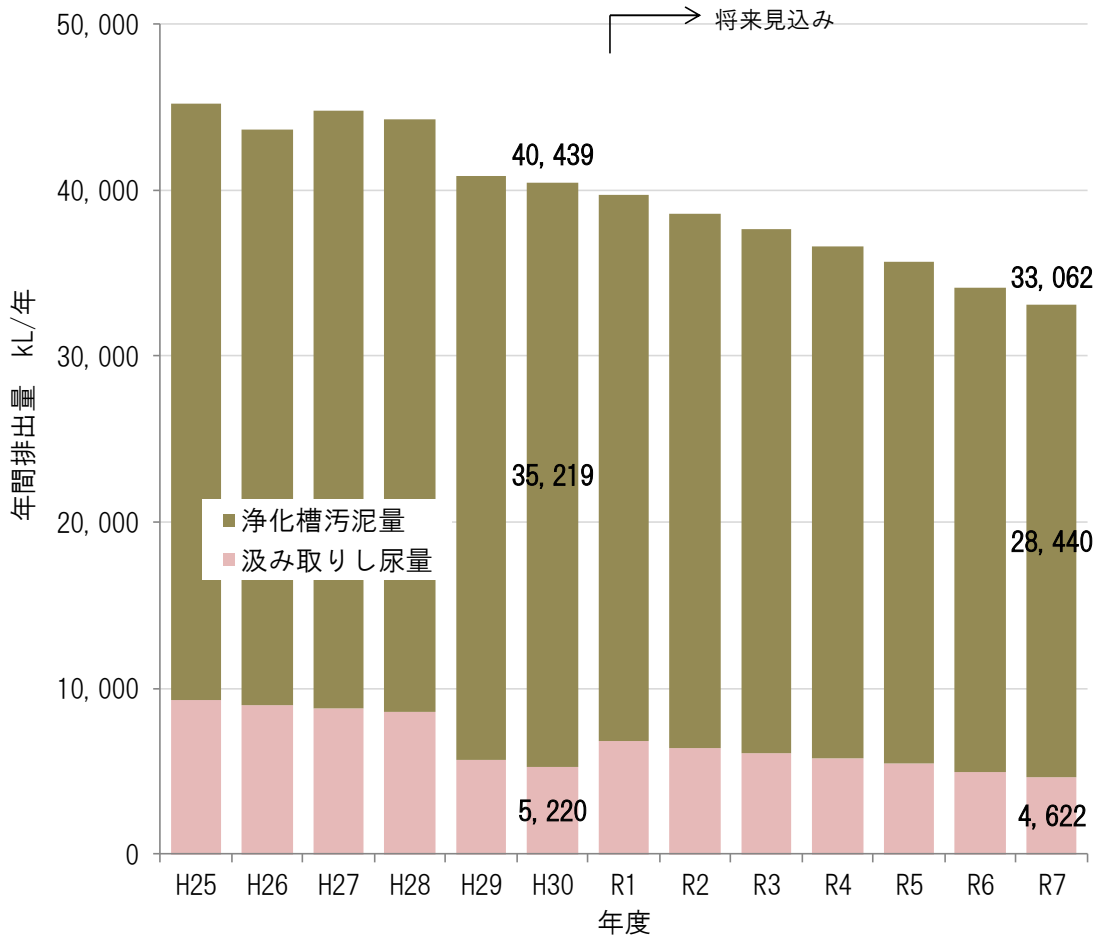
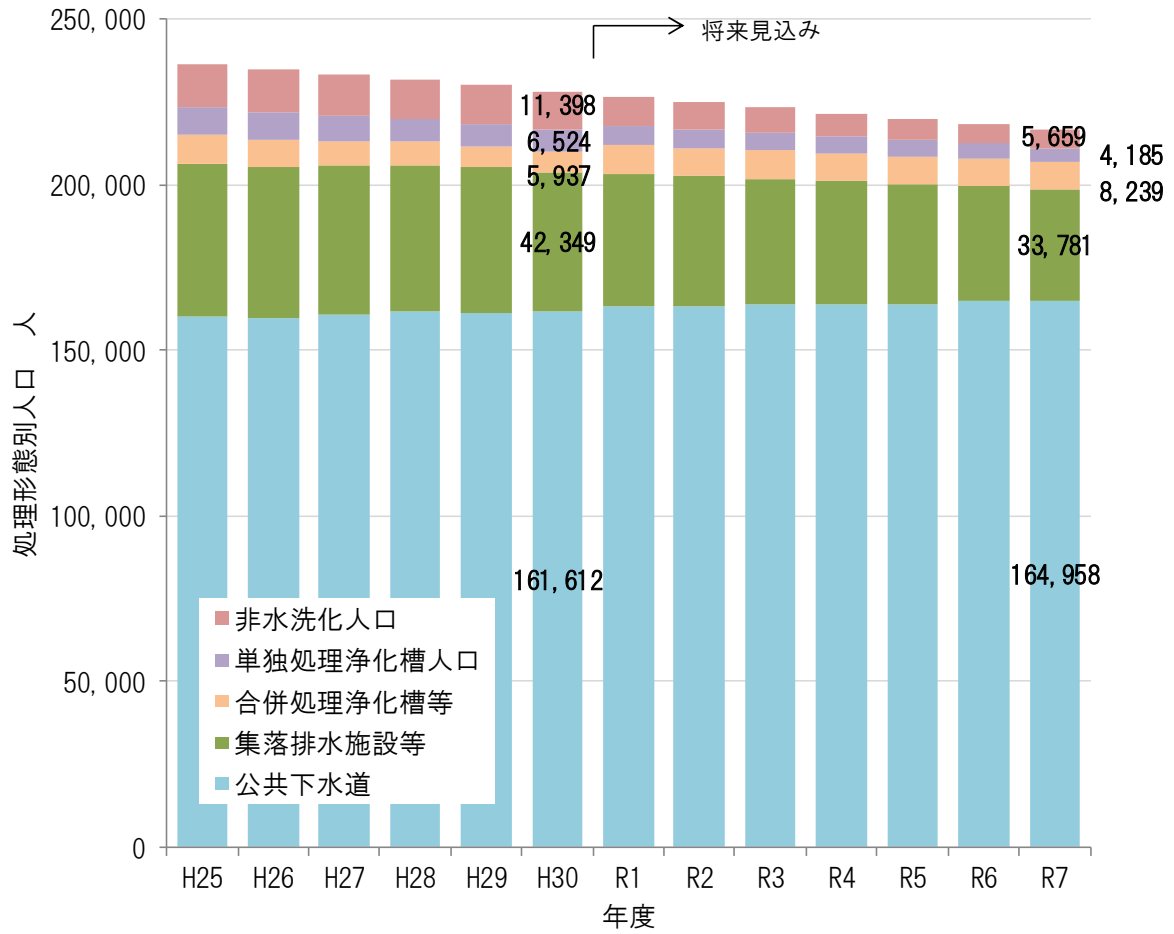




## 添付資料2(2) トレンドグラフ



### 添付資料2(3) トレンドグラフ



循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1

1	地域の概要	(1)地域名 鳥取県東部地域	(2)地域内人口 227,820 人	(H30住民基本台帳)	(3)地域面積 1,518.22 km <sup>2</sup>
		(4)構成市町村等名 鳥取県東部広域行政管理組合	(人口)	面積	その他
		(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	沖繩	離島	奄美
		①組合を構成する市町村: 鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町	半島	豪雪	山村
		②減量化、再生利用の現状と目標	20 年 12 月	46 年	20 日設立

指標・単位	年	過去の状況・現状							目標
		平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和7年度 (算込み)	
排出量	事業系	24,185	24,375	24,779	24,648	25,219	24,855	24,855	
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.12	2.16	2.22	2.22	2.30	1.81	1.81	
家庭系	総排出量(トン)	44,270	43,266	42,963	41,527	40,507	37,406	37,406	
	1人当たりの排出量(㎏/人)	154	153	153	149	148	113	113	
自家処理量	総排出量(トン)	0	0	0	0	0	0	0	
	事業系生活系排出量合計(トン)	68,455	67,641	67,742	66,174	65,726	62,261	62,261	
再生利用量	直接資源化量(トン)	2,164	1,817	1,729	1,544	1,431	1,291	996	
	総資源化量(トン)	12,001	11,228	10,891	10,299	10,109	9,970	8,868	
エネルギー回収量	熱回収量(年間の発電力量 MWh)	-	-	-	-	-	-	21,217	
	中間処理による減量化量	52,329	52,124	52,263	51,242	51,315	49,538	49,538	
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	8,313	8,222	8,210	7,990	7,646	7,593	6,501	

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合は、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

3 一般廃棄物処理計画と同じ

3 一般廃棄物処理計画と更新、廃止、新設の予定

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月日	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を 実施するための施設整備 事業	備考	
											平成25年度
焼却施設	鳥取市神谷清掃工場	鳥取市	全連続式	270t/日	H4.1	R5.3	未定	対象地域外	-		
資源化施設	鳥取県東部環境リサイクルセンター	鳥取県東部広域行政管理組合	破碎・選別・圧縮・梱包 選別・圧縮・梱包 セル方式	80t/5h 2.45t/5h 486.000m <sup>3</sup>	H9.4 H14.4 H9.4	継続使用 継続使用	-	対象地域外	-	H20.18t/5h増設	
最終処分場						継続使用	-				
(2)更新(改良)、新設施設リスト											
焼却施設	鳥取県東部広域行政管理組合 可燃物処理施設 リンピアいなば	鳥取県東部広域行政管理組合	全連続式	240t/日	R5.4	更新(改良)・新設理由 既存施設の老朽化	無	廃焼却施設の解体の有 無及び解体施設の名前	無	想定される浸水深と対策 対象地域外	備考

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状							目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成7年度	
総人口	236,499	234,873	233,251	231,586	229,973	227,820	216,822	
公共下水道	160,242	159,876	160,759	161,780	161,516	161,612	164,958	
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	67.8%	68.1%	68.9%	69.9%	70.2%	70.9%	76.1%	
集落排水施設等	46,160	45,501	44,831	44,048	43,694	42,349	33,781	
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	19.5%	19.4%	19.2%	19.0%	19.0%	18.6%	15.6%	
合併処理浄化槽等	8,935	8,335	7,641	7,087	6,454	5,937	8,239	
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	3.8%	3.5%	3.3%	3.1%	2.8%	2.6%	3.8%	
未処理人口	21,162	21,161	20,020	18,671	18,309	17,922	9,844	

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定施設の内容		備考
		基数	開始年月	基数	目録年度	
浄化槽設置整備事業	鳥取市	857	H4.4	43	R7	
浄化槽設置整備事業	岩美町	497	H4.4	30	R7	
浄化槽設置整備事業	智頭町	94	H4.4	16	R7	
浄化槽設置整備事業	若桜町	13	H11.7	3	R7	
浄化槽設置整備事業	八頭町	26	H10.4	5	R7	

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号	事業名称	事業主体名	規模	事業期間 交付期間	総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考	
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
○エネルギー回収等に関する事業						19,809,251	5,785,614	11,846,509	2,177,128	0	0	17,712,163	5,517,848	10,217,441	1,976,874	0	0
ごみ焼却施設整備事業	1	鳥取県東部広域 行政管理組合		240 t/日	R1 R4	19,809,251	5,785,614	11,846,509	2,177,128			17,712,163	5,517,848	10,217,441	1,976,874		
○最終処分に関する事業						51,995	0	51,995	0	0	0	40,340	0	40,340	0	0	0
最終処分場整備事業	2	鳥取県東部広域 行政管理組合		486,000 m <sup>3</sup>	R3	51,995		51,995				40,340		40,340			
○浄化槽に関する事業						76,067	8,890	13,246	17,371	18,280	18,280	47,379	6,038	8,015	10,280	11,522	11,522
浄化槽設置整備事業	3	鳥取市		43 基	R2 R6	25,122	4,301	3,871	5,044	5,953	5,953	21,384	3,837	3,613	3,816	5,058	5,058
浄化槽設置整備事業	4	岩美町		30 基	R2 R6	24,963	3,805	7,610	4,516	4,516	4,516	11,361	1,760	3,520	2,027	2,027	2,027
浄化槽設置整備事業	5	智頭町		16 基	R2 R6	19,746	0	981	6,255	6,255	6,255	11,106	0	441	3,555	3,555	3,555
浄化槽設置整備事業	6	若桜町		3 基	R2 R6	2,316	0	0	772	772	772	1,323	0	0	441	441	441
浄化槽設置整備事業	7	八頭町		5 基	R2 R6	3,920	784	784	784	784	784	2,205	441	441	441	441	441
合計						19,937,313	5,794,504	11,911,750	2,194,499	18,280	18,280	17,799,882	5,523,886	10,265,796	1,987,154	11,522	11,522

※金額□は消費税を含む。

## 施設概要(エネルギー回収施設系)

都道府県名 鳥取県

(1) 事業主体名	鳥取県東部広域行政管理組合
(2) 施設名称	鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設リンピアいなば
(3) 工期	令和 2 年度 ~ 令和 4 年度 (全体 : 令和 元 年度 ~ 令和 4 年度)
(4) 施設規模	処理能力 240 t/日( 120 t/日× 2 炉 )
(5) 形式及び処理方式	ストーカ方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 15%以上) ・ 無 2. 熱回収の有無 有(熱利用率 % ) ・ <input checked="" type="radio"/>
(7) 地域計画内の役割	東部地域で発生する可燃ごみ等を適正に処理する。また、焼却に伴い発生する熱を回収し、高効率に発電することで管内におけるエネルギーの有効利用を推進する。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/>

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	kWh/ごみt
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 総事業計画額	19, 809, 251 千円(全体 20, 871, 000千円) うち、交付対象事業費 17, 712, 163千円(全体 18, 693, 571千円)
-------------	--

## 施設概要(最終処分場系)

都道府県名 鳥取県

(1) 事業主体名	鳥取県東部広域行政管理組合		
(2) 施設名称	鳥取県東部環境クリーンセンター 最終処分場		
(3) 工期	令和 3 年度 ~ 令和 3 年度		
(4) 処分場面積、容積	総面積 248,346 m <sup>2</sup>	埋立面積 35,400 m <sup>2</sup>	埋立容積 486,000 m <sup>3</sup>
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 平成 9 年度 埋立終了 平成15年度 ※上記は当初計画。現時点における想定埋立年数は、現在使用している第1工区がH9~R12、第2工区がR13~R28		
(6) 跡地利用計画	未定		
(7) 地域計画内の役割	東部地域で発生する不燃ごみの中間処理残渣及び可燃物処理施設から排出される焼却灰等を適正に処分する。		
(8) 焼却施設解体 工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無		
(9) 総事業計画額	51,995 千円 うち、交付対象事業費 40,340千円		

## 施設概要(浄化槽系)

都道府県名

鳥取県

(1)事業主体名	鳥取市
(2)事業名称	浄化槽設置整備事業
(3)事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金を交付する
(4)事業期間	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度
(5)事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他
(6)事業計画額	交付対象事業費 21,384 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対基数 ( 142 人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	25 基 ( 75 人分)	9,096	10,376	9,096
6～7人槽	8 基 ( 27 人分)	3,660	4,988	3,660
8～10人槽	10 基 ( 40 人分)	6,168	7,298	6,168
11～20人槽	基 ( 人分)			
21～30人槽	基 ( 人分)			
31～50人槽	基 ( 人分)			
51人槽以上	基 ( 人分)			
宅内配管費	6 基	1,800	1,800	1,800
撤去費	6 基	660	660	660
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長寿命 化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	43 基 ( 142 人分)	21,384	25,122	21,384

※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。

## 施設概要(浄化槽系)

都道府県名

鳥取県

(1)事業主体名	岩美町	
(2)事業名称	浄化槽設置整備事業	
(3)事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する者に対し交付金を交付する。	
(4)事業期間	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	
(5)事業対象地域の要件	人口(面積) 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他	
(6)事業計画額	交付対象事業費	11,361 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対基数 ( 97 人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	21 基 ( 67 人分)	7,392	15,981	7,392
6～7人槽	9 基 ( 30 人分)	3,969	8,982	3,969
8～10人槽	基 ( 人分)			
11～20人槽	基 ( 人分)			
21～30人槽	基 ( 人分)			
31～50人槽	基 ( 人分)			
51人槽以上	基 ( 人分)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長寿命 化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	30 基 ( 97 人分)	11,361	24,963	11,361
	※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。			



## 施設概要(浄化槽系)

都道府県名

鳥取県

(1)事業主体名	智頭町
(2)事業名称	浄化槽設置整備事業
(3)事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置するものに対し補助金を交付する。
(4)事業期間	令和2年度 ～ 令和6年度
(5)事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他
(6)事業計画額	交付対象事業費 11,106 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対基数 ( 32 人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	基 ( 人分)			
6～7人槽	16 基 ( 32 人分)	7,056	15,696	7,056
8～10人槽	基 ( 人分)			
11～20人槽	基 ( 人分)			
21～30人槽	基 ( 人分)			
31～50人槽	基 ( 人分)			
51人槽以上	基 ( 人分)			
宅内配管費	9 基	2,700	2,700	2,700
撤去費	15 基	1,350	1,350	1,350
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長寿命 化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	16 基 ( 32 人分)	11,106	19,746	11,106
	※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。			

## 施設概要(浄化槽系)

都道府県名

鳥取県

(1)事業主体名	若桜町
(2)事業名称	浄化槽設置整備事業
(3)事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付する。
(4)事業期間	令和2年度～令和6年度
(5)事業対象地域の要件	人口(面積) 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他
(6)事業計画額	交付対象事業費 1,323 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対基数 ( 15 人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	基 ( 人分)			
6～7人槽	3 基 ( 15 人分)	1,323	2,316	1,323
8～10人槽	基 ( 人分)			
11～20人槽	基 ( 人分)			
21～30人槽	基 ( 人分)			
31～50人槽	基 ( 人分)			
51人槽以上	基 ( 人分)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長寿命 化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	3 基 ( 15 人分)	1,323	2,316	1,323
	※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。			

## 施設概要(浄化槽系)

都道府県名

鳥取県

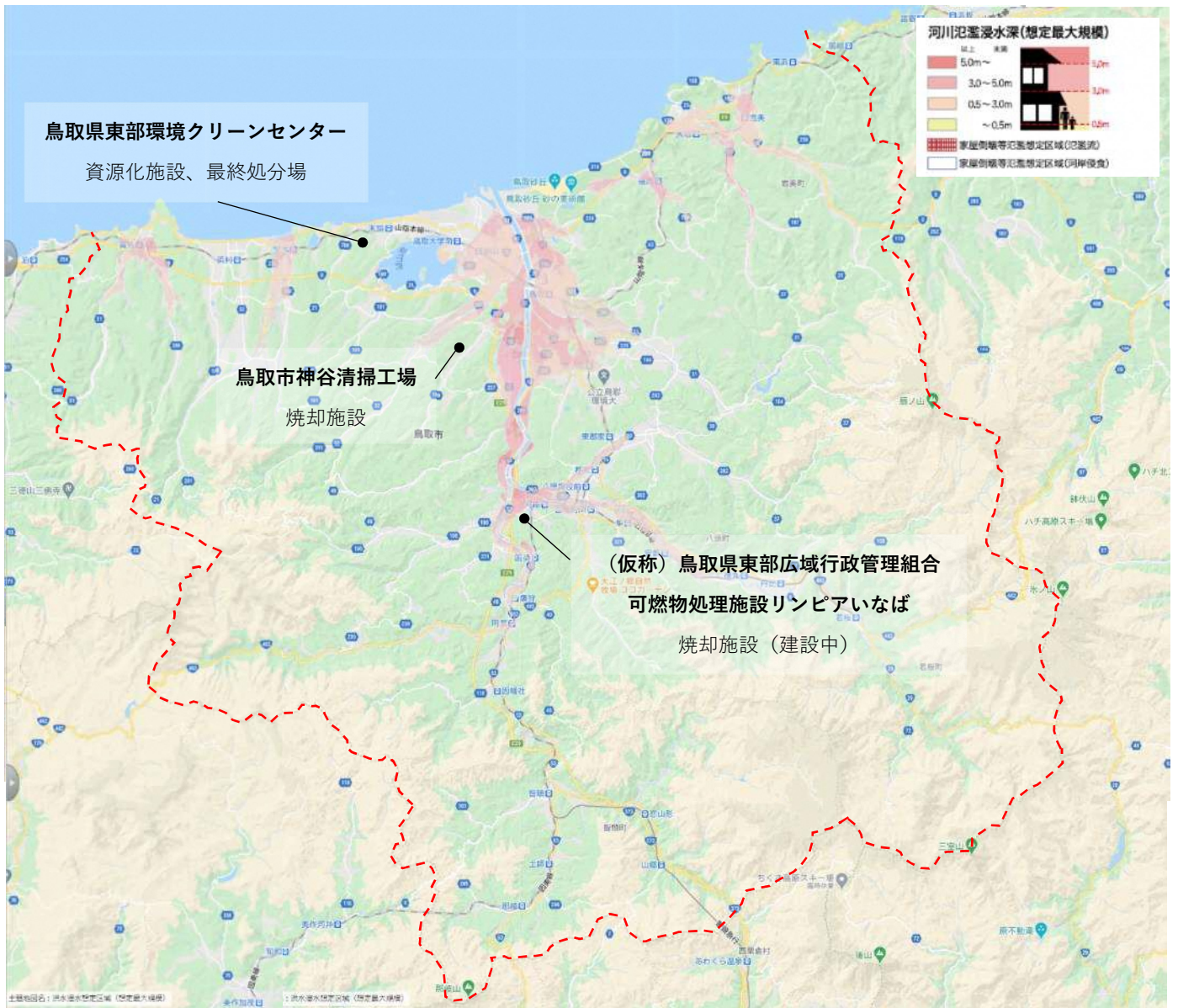
(1)事業主体名	八頭町
(2)事業名称	浄化槽設置整備事業
(3)事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金を交付する。
(4)事業期間	令和2年度 ～ 令和6年度
(5)事業対象地域の要件	人口(面積) 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他
(6)事業計画額	交付対象事業費 2,205 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対基数 ( 20 人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	基 ( 人分)			
6～7人槽	5 基 ( 20 人分)	2,205	3,920	2,205
8～10人槽	基 ( 人分)			
11～20人槽	基 ( 人分)			
21～30人槽	基 ( 人分)			
31～50人槽	基 ( 人分)			
51人槽以上	基 ( 人分)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長寿命 化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	5 基 ( 20 人分)	2,205	3,920	2,205
	※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。			

# 鳥取県東部地域 循環型社会形成推進地域計画（第3次）別紙



鳥取県東部地域ハザードマップ

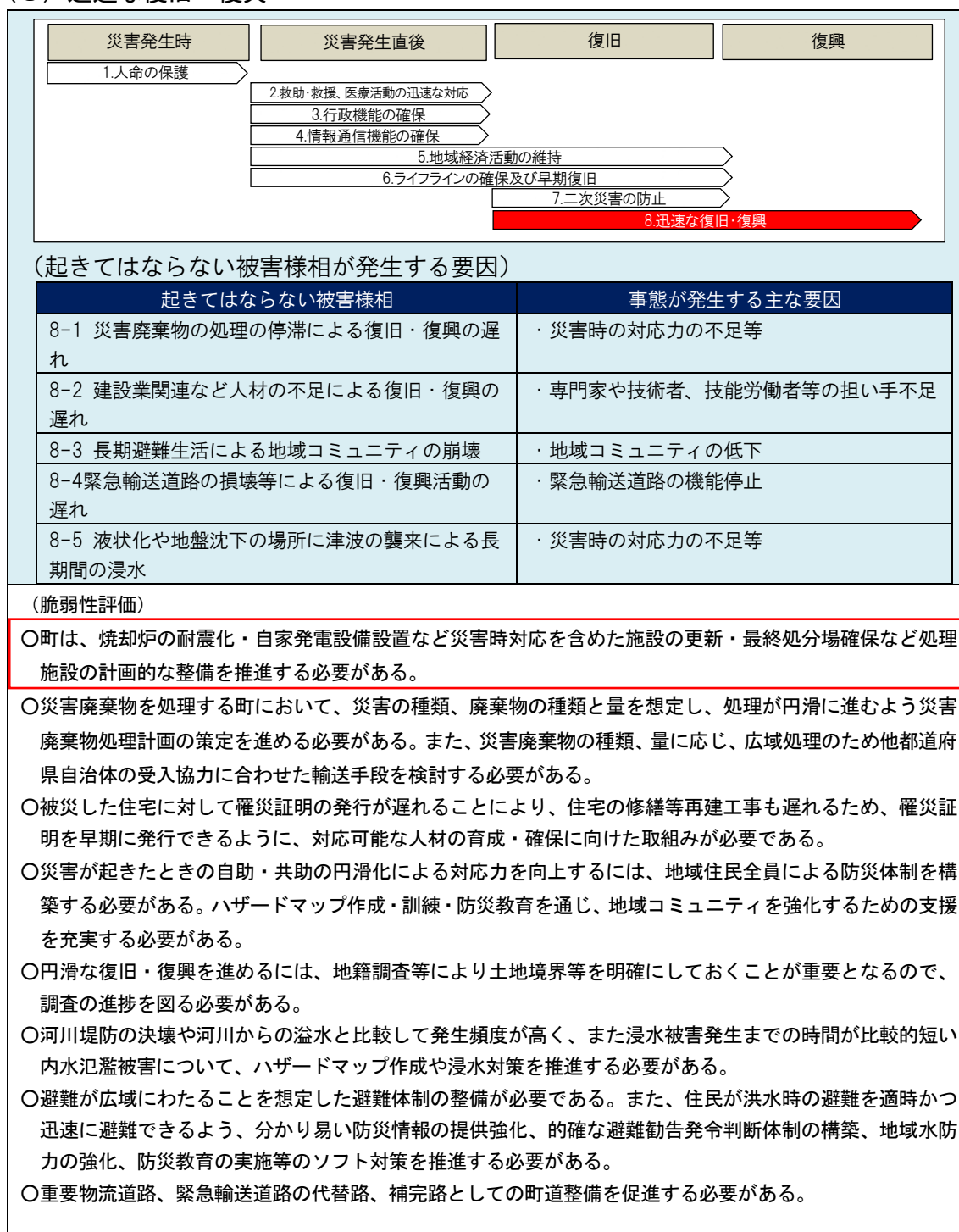
# 鳥取県東部 4 町国土強靱化地域計画

令和 2 年 3 月

鳥取県東部 4 町

(岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)

## (8) 迅速な復旧・復興



## (8) 迅速な復旧・復興

(大量の災害廃棄物)

- ・ 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定とともに、**ごみ焼却施設の耐震化や老朽化対策**、非常用電源の確保、仮置きするためのストックヤードの確保等の検討を図る。
- ・ 災害廃棄物処理計画の策定を推進し、災害廃棄物への処理体制の強化を図る。

(人材等の不足)

- ・ 災害発生時の障害物の除去、緊急輸送道路や地域交通等の確保のための道路啓開活動、河川増水に伴う水防活動、雪害時の除雪作業等を迅速かつ効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通した建設業者の協力・支援を図り、災害時の地域住民、行政機関、建設業者等との連携体制の強化を図る。
- ・ 建設業の担い手確保・育成のため、建設工事の生産性向上や元請下請関係の適正化及び技能労働者を含めた建設従事者の就労環境の改善を図るとともに、若年者・女性の活躍推進に向けた取組を推進する。
- ・ 被災家屋周辺の土砂撤去、除雪、その他の生活支援等について、災害ボランティアが災害初期から効果的に機能するよう、円滑な受入れと適切な運営ができるような体制づくりを図る。
- ・ 被災住宅の早期復旧・復興を図るため、迅速な罹災証明発行等の体制を構築するとともに、住宅修繕工事の人材不足確保に向けた対策の推進を図る。

(地域コミュニティの崩壊等)

- ・ 地域の災害対応力の向上のため、自主防災組織等による地域ハザードマップ作成・訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、事例や研究成果等の共有による地域の防災体制強化等の取組推進と関係機関等が連携した支援の充実を図る。
- ・ 地域コミュニティの充実強化のため、高齢化が進む中山間地域の移住促進やボランティア等の受入れ、避難行動要支援者のサポートを含む自主防災組織の活動を推進する。

(基幹インフラの損壊)

- ・ 基幹インフラ等の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査の着実な進捗を図る。

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物対策の推進)

- ・ 災害廃棄物処理計画策定 (住環境/町)
- ・ 災害廃棄物対応訓練の実施 (住環境/町)

### 8-2 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(人材の確保・育成(横断的分野(人口減少対策)との連携))

- ・ 建設業における担い手の確保・育成の取組 (国土保全・交通/県)
- ・ 建設業協会との防災協定の締結 (国土保全・交通/町)

### 8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域コミュニティの構築(横断的分野(リスクコミュニケーション)と連携))

- ・ 自主防災組織 組織率 (行政機能/町・民間) **再掲**